

令和6年度川崎市短期入所生活介護の本入所への転換における質問書への回答

質問 No.	資料名	項目等	質問事項	回答
1	様式2 短期入所生活介護の本 入所への転換計画書	7 補助金について	短期入所生活介護のみに係る補助金の記載で良いか。それとも、2022年の介護職員処遇改善支援補助金やコロナ関連の補助金等、施設全体に係る補助金も記載する必要があるか。	短期入所生活介護のみに係る補助金の記載で構いません。
2	募集要項	4 応募要件の関連	短期入所生活介護10床を1～3床に縮小した後、短期入所生活介護の利用ニーズと特養の空床の状況に応じて、もともと短期入所生活介護だった転換後の特養の空床を一時的に短期入所生活介護として利用することは可能か。	<p>空所型短期入所生活介護の指定を受けることで、転換後の床数を含めて本入所のベッドに空床がある場合に、空所型短期入所生活介護としての運用が可能となります。</p> <p>ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型含む）の空床利用については、「所定単位数の算定（配置すべき職員数の算定）並びに定員超過利用、人員基準欠如及び夜勤を行う職員数による所定単位数の減算は、常に本体施設である特別養護老人ホームと一体的に行われる」と定められていますので、空床利用にて短期入所生活介護を提供した入居者については、本体施設における前年度の入所者数平均値の計算に含める等の対応が必要となる点にご留意ください。</p> <p>また、空床利用には、入居者が入院しているケースや、入居者が急遽退去となり、次の入居の調整に時間を要すケース等が想定されますが、入院中の利用者に関しては、「やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない」と定められておりますので、退院後の調整に支障のないようにすること、退去から入居までの期間に関しては、次の入居者に影響のない範囲で運用すること等について、十分ご配慮いただきますようお願いいたします。</p>